## 規則

埼 玉県彩 の国さいたま芸術劇場管理規則  $\mathcal{O}$ 一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県規則第二十八号

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理 規 則  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改正 する 規 則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則 (平成六年埼玉県規則第九十号)  $\mathcal{O}$ 

を次のように改正する。

第九条第三項中 「利用許 可取 消 L 申 出書に第二条第三項に規定す る 許可書を添え

て、」を「利用許可取消申出書を」に改める。

様式第三号中 「あて先」を「宛先」 に改 め、 を 削 る。

様式第四号中「圕」を削る。

様式第五号中 あて先」や「宛先」 に 改 め、 を 削 る。

様式第六号中 彩の国さいたま芸術劇場利用許可取消し申出書」 を 一数の国 N

たま共術劇場利用許可取消申出書」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

この 規則による改 Œ 前  $\mathcal{O}$ 埼 玉県彩 の国さい たま芸術 劇場管理規 剣に 定め る 式

による 用 は、 当分の 所要 0 調整をし て使用することができる。